

官報号外

昭和三十三年四月十五日

○第二十八回衆議院会議録 第三十号

昭和三十三年四月十五日(火曜日)

日程第二 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十三年四月十一日
参議院議長 松野 鶴平議事日程 第二十三号
昭和三十三年四月十五日

午後一時開議

第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時十四分開議

第二 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正午開議

第三 証人等の被害についての給付に関する法律案(内閣提出)

午後四時四十分開議

第四 電話加入権質に関する法律案(内閣提出)

午後四時五十分開議

第五 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後四時五十五分開議

第六 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後五時開議

第七 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後五時三十分開議

第八 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後五時四十五分開議

第九 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後六時開議

第十 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後六時三十分開議

昭和三十三年四月十五日 衆議院会議録第三十号

議員請假の件

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

その審議を進められることを望みます。
○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

「異議なし」と呼ぶ者あり

第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。提出者の趣旨表明を許します。福田鶴泰君。

第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと呼ぶ者あり

賛成者

青木正外二十名

第十八回国際オリンピック大会
東京招致に関する決議
衆議院は、来る千九百六十四年の
第十八回国際オリンピック大会を東
京に招致するため、その促進運動
を強力に推進し、もつてその準備態
勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

理由

衆議院は、さきに東京都にオリン
ピック大会を招致したいとの決議を
なしたが、その後東京大会の可能性
は次第に濃厚となつて来た。
ことに千九百六十四年の国際オリ
ンピック大会は目下二、三の他国の
都市が立候補しているが、千九百六
十年のローマ大会がヨーロッパ地域
である関係で、他の四大州に回る見
とおもしもあり、今まで根強く招致
運動をつづけている東京都と日本オ
リンピック委員会の努力はようやく
大きく結実しようとしている。

本年はI・O・C総会が東京で開
かれ明年の次期モナコの総会にて開
催地の決定がなされるのであるが、
近來のオリンピック大会の規模から
して國家の強力なる支援なくして
構成を期しがたいので、この機会に受
入態勢を確立すべきである。これが、本
決議案を提出する理由である。

【福田篤泰君登壇】
○福田篤泰君 私は、自由民主党、日
本社会党を代表いたしまして、ただい
ま上程せられたオリンピック大会を東
京招致に関する決議案の趣旨弁明を
いたいと思います。

まず、決議の案文を朗読いたしま
す。

衆議院は、来る千九百六十四年の
第十八回国際オリンピック大会を東
京に招致するため、その促進運動
を強力に推進し、もつてその準備態
勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

わが衆議院におきましては、古くは
帝国議会以来、戦後は民主国会が発足
いたしましてから、体育、スポーツに
関連のある決議がしばしば上程せられ
ました。すなはち昭和十年、第六十
五回帝国議会において、鳩山一郎君外
九名の提案にかかる第十二回国際オリ
ンピック競賽補助の決議案が上程せら
れ、全員賛成をもつて可決されたので
あります。また、御承知の通り、昭和二十四
年の五月には、スポーツ振興決議案が
各派共同提案によって上程せられ、各
党全員賛成で可決されております。さ
らに、昭和二十八年には、オリンピッ
ク大会招致決議案が満場一致可決され
ております。そこで、国会が、国民体育、ス
ポーツに、その時代々々におきまして
深い認識と関心を持つておりました
ことは、以上の記録によります。まこと
証せられるところであります。まことに
御同慶にならない次第であります。

本年は、御承知の通り、東京都にア
ジア競技大会が開催せられるととも
に、第五十四回国際O・C、すなはち国際
オリンピック委員会総会が開かれるの
であります。オリンピック大会を招
致する計画を推進するためには絶好の
機会といわねばなりません。第十八回

オリンピック大会の開催に立候補を希
望いたしておられます都市は、現在に
おいては東京、モスクワ、カラチ、デ
トロイト、ブリッセルその他あります
が、開催地決定の採決は、昭和三十
四年、すなはち来年の五月に開催され
るところの第五十五回国際オリンピッ
ク委員会総会で行われる予定であります。

東京都におきましては、すでに昭和
三十年十月、都議会において東京招致
を決議いたし、東龍太郎I・O・C委員を
通じて本部に伝達せられております
が、正式招請状は、大会開催に伴う質
問書の回答書を添えて、本年十二月一
日まで国際オリンピック委員会本部
に提出することに相なつておるのでござ
います。なお、関係者の熱意が実り
てあります。また、過ぐる昭和二十四
年に世界民族の祭典であり、一九一二年
ストックホルム大会以来四十年間不参
加であつたソ連も、ヘルシンキ大会以
来出場しておることに従事しましても、
その世界的意義が明瞭であります。政
府におきましては、昨年十月、文部大
臣の主催により、オリンピック招致懇
談会が設けられ、去る一月には、國民
的に東京オリンピック準備委員会が結
成せられました。特記は、その結成
委員会の席上におきまして、「スポー
ツの振興は、わが国民の意気を高揚
し、特に健全な青年の育成に資する
ところをあわめて大なるものがあると存じ
ます。私は、機会あるごとに、次代を
いう青年に期待するところを述べてきました
が、オリンピック大会招致のための
優秀な設備として十分なものと認め
られてことと存じます。また、すでに
の東京都におけるもろもろの設備も、
おそらくは、本年のI・O・C総会にあ
りて、オリンピック大会招致のための
完成を見るに至りましたことは、まことに
喜びにたえません。また、その他
ボーリングに、その時代々々におきまして
の東京都におけるもろもろの設備も、
おそらくは、本年のI・O・C総会にあ
りて、オリンピック大会招致のための
完成を見るに至りましたことは、まことに
喜びにたえません。また、その他

も、第十八回国際オリンピック大会が欧州以外の他の大洲で行われる見通しはきわめて強い
のであります。他の立候補地と比較いたして考えますならば、わが東京の
いたして考えますならば、わが東京の
開催問題こそ、われわれの盛り上の熱
意によってその目的を果す絶好の機会
ではないかと信するものであります。

従来、オリンピック大会は、アジア
におきましては一回も行われておらず、
せん。アジアの重要性が畔はれる今日、世界の大都市でありますわが東京
にせひとも一度は説教いたしたいとい
うことは、自由と平和を求めるわれわ
れ日本人の強い念願でなければなりま
せん。また、近隣アジア諸国において
も必ずやこれに賛意を表明されること
と期待するものであります。

特にオリンピックは、今や名実とも
に世界民族の祭典であり、一九一二年
ストックホルム大会以来四十年間不参
加であつたソ連も、ヘルシンキ大会以
来出場しておることに従事しましても、
その世界的意義が明瞭であります。政
府におきましては、昨年十月、文部大
臣の主催により、オリンピック招致懇
談会が設けられ、去る一月には、國民
的に東京オリンピック準備委員会が結
成せられました。特記は、その結成
委員会の席上におきまして、「スポー
ツの振興は、わが国民の意気を高揚
し、特に健全な青年の育成に資する
ところをあわせて大なるものがあると存じ
ます。私は、機会あるごとに、次代を
いう青年に期待するところを述べてきました
が、オリンピック大会招致のための
優秀な設備として十分なものと認め
られてことと存じます。また、すでに
の東京都におけるもろもろの設備も、
おそらくは、本年のI・O・C総会にあ
りて、オリンピック大会招致のための
完成を見るに至りましたことは、まことに
喜びにたえません。また、その他

何とぞ各位の謹慎一致の御賛成をお
願いいたしまして、趣旨弁明といたし
ます。(拍手)

○田原春次君 第十八回国際オリンピック
の日本招致の決議案に対しましては、
わが日本社会党は、これに賛成いた
します。これを許します。田原春次
君。

【田原春次君登壇】

○田原春次君 第十八回国際オリンピック
の日本招致の決議案に対しましては、
わが日本社会党は、これに賛成いた
します。たまたま、私は、オリンピック
参加種目の一つのウエート・リフティ
ング、重量挙の全日本学生重量挙連盟
の会長であり、また、東京重量挙協会
の会長でもあります。二重の喜びを
持つてその説明をしようとすると
あります。

先ほども説明者の言葉の中にありま
したように、今度のオリンピック主催
を計画しているものが五つあります
が、第一はアメリカであります。アメ
リカはデトロイトを予想しているよう
であります。しかしながら、アメリカ
はすでにロサンゼルスで以前にやつ
たことがありますから、ほかの国の主
催をじやまするほどわけがわからぬと
思ひませんので、これは話し合いで
裏をしてもらつたらいいと思いま
す。なお、モスクワも申し込みをする
ローバ地域である関係から考えまし

ト・ロシヤのスポーツがオリンピック大会に参加するに至ったのは最近のこととありますので、これも遠慮しておきます。そうして、定しておったのが、種々なる事情で延びたのでありますから、ぜひとも第十二回大会が日本に開催と決まりました。一たん第十二回大会が日本に開催と決まりました。八国は東京に招致したいものと思うのであります。(拍手) 来たる五月の二十三日には、IOC、すなわち国際オリンピック委員会多數の人が東京に集まりまして、アジア・オリンピック大会に参加をされるのであります。中華民国につきましては、台湾が中華民国と称し、そして、中国代表と称して参加を強く要望してきておりますけれども、スポーツの世界においては思想の問題題は除外されておりまして、国際陸上競技連盟、国際バーレーボール競技連盟等は、中華民国と称して台湾が来るとは不賛成である。台湾はよろしく台湾と名乗るべしといふ決議が東京のアジア・オリンピック準備委員会にも来ておりますが、もちろんの準備の都合で、これが今度は実現しております。われわれはいるくらいであります。なお、朝鮮に対しましても、朝鮮民主主義人民共和国におきましては、すでに單一種目の国際競技連盟には六つ参加しております。バスケットボール

のスポーツの世界が、こうやつて、国際間の緊張を緩和し、国際間の対立を緩和するに幾分なりともお役に立つことはけつこうであると考えまして、わが日本社会党は、心よりこの決議案に賛成するものでございます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。
この際、文部大臣から発言を求められております。これを許します。文部大臣松永東君。
〔国務大臣松永東君登壇〕
○国務大臣(松永東君) ただいま御決議になりましたこの御決議に対しまして、一言述べる機会をお許し願いたいのであります。
オリソン・ビック大会を東京に招致するということは、全国民の強い要望でござります。従つて、ただいまの御決議に対しまして、政府といたしましては、十分その趣旨を尊重いたしまして、あらん限りの力を尽して招致するよう努めたいと存じます。
これだけ申し上げさせていただきます。(拍手)

日程第一 刑法の一部を改正する

日程第一 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 証人等の被害についての給付に関する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、刑法の一部を改正する法律案、日程第二、民事訴訟法の一部を改正する法律案、日程第三、証人等の被害についての給付に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長町村金五君。

右
刑法の一部を改正する法律案

国家に提出する。

昭和三十三年三月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

刑法の一部を改正する法律
刑法(明治四十年法律第四十五号)
の一部を次のよう改正する。

第四条第三号中「第一百九十七条ノ四」に改め
る。

第一百五条中「本章ノ罪」を「前二条
ノ罪」に改める。

第二編第七章中第一百五条の次に次の
一条を加える。

第一百五条ノ二 自己若クハ他人ノ刑
事被告事件ノ捜査若クハ審判ニ必
要ナル知識ヲ有スト認メテル者
又ハ其親族ニ対シ該事件ニ関シ
故ナク面会ヲ強請シ又ハ強説威迫
ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ
懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処
ス

第一百八十条に次の二項を加える。
二人以上現場ニ於キ共同シテ犯シ
タル前四条ノ罪ニ付テハ前項ノ例
ヲ用ヒズ

第一百九十七条ノ四を第一百九十七条
ノ五とし、第一百九十七条ノ三の次に
次の二項を加える。

第百九十七条ノ四 公務員講託ヲ受
ケ他ノ公務員ヲシテ其職務上不正
ノ行為ヲ為サシメ又ハ相當ノ行為
ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコ
ト又ハ為シタルヨトノ報酬トシテ

約束シタルトキハ三年以下ノ懲役
ニ処ス

第一百九十八条に次の一項を加え
る。

第二百八十二条二人以上ノ者他人
ノ生命、身体又ハ財産ニ対シ共同
シテ害ヲ加フル目的ヲ以テ集合シ
タル場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ
其準備アルコトヲ知テ集合シタル
者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以
下ノ罰金ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又
ハ其準備アルコトヲ知テ人ヲ集合
セシメタル者ハ三年以下ノ懲役ニ
処ス

第二百六十三条に次の一項を加
え、第二百六十四条を削る。

前項ノ罪ヲ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

附 則

1 この法律は、公布の日から起算
して二十日を経過した日から施行
する。

2 この法律の施行前の行為につい
ては、なお従前の例による。

3 罷免金等臨時措置法（昭和二十三
年法律第二百五十一号）第三条第
一項の規定は、この法律による改
正後の刑法第五十五条ノ二、第一百九
十八条第二項及び第二百八十二条
第一項の罪につき定めた罰金につ
いても、適用されるものとする。

理由

最近における漬職及び暴力的行為
の実情にあんがみ、悪質な漬職収

賄、刑事被告事件の証人等に対する面会強請又は強説威迫及び他人の生命等に害を加えることを目的とする児器の準備を伴う集合等の行為をあらたに処罰することとするとともに、輪姦的形態による強姦罪、品物損壊罪等を非親告罪とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

刑事訴訟法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和三十三年三月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

刑事訴訟法の一部を改正する法律

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第五号中「知識を有する」と認められる者」の下に「若しくはその親族」を加え、「充分な理由」を「相当な理由」に改める。

第九十六条第一項第四号中「知識を有する」と認められる者」の下に「若しくはその親族」を加え、「充分な理由」を「相当な理由」に改める。

第二百八十二条第一項中「死刑又は無期若しくは禁錮にあたる罪又は刑法第二百八十二条若しくは第二百二十二条の罪」に改める。

第二百八十三条の次に次の一条を加える。

第二百八十二条の二 裁判所は、公判期日外における証人尋問に被告訴人が立ち会つた場合において、証

人が被告人の面前においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会つている場合に限り、その供述中被告人を退席させることができ。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えない。

第三百四条の次に次の一条を加えればならない。

第三百四条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前においては圧迫を受け充分な供述をすることはできないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、その供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えないなければならない。

第二百十条第一項の改正に関する部分を削る。

第二百八十二条の二の改正規定及び第三百四条の二の改正規定中「そびの供述中」を「検察官及び弁護人の意見を聞き、その証人の供述中」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項目番号を削る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔証人等の被害についての給付に関する法律案 右 国会に提出する。〕

内閣総理大臣 岸 信介

〔目的〕

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

〔附則〕

この法律による改正後の刑事訴訟法第二百十条第一項の規定は、この法律の施行前に刑法（明治四十一年法律第四十五号）第二百八条又は第二百二十二条の罪を犯した者の逮捕についても、適用されるものとする。

〔目的〕

第一条 この法律は、刑事件の証人若しくは参考人又はその近親者が証人又は参考人の供述又は出頭に関する法律

〔給付の要件〕

第三条 証人又は参考人が刑事件に關し裁判所、裁判官又は捜査機関に對し供述（参考人にあつては、書面による供述を含む。以下同じ。）をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、当該証人若しくは参考人又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）、直系血族若しくは同居の親族（以下「証人等」という。）が、他人からその身体又は生命に害を加えられた場合に國において療養その他の給付を行うことにより、証人又は参考人の供述及び出頭を確保し、もつて刑罰法令の適正かつ迅速な適用を實現することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律で「証人」とは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による証人をい

い、共同被告人の一人が供述する場合において、その供述が他の共同被告人に関する事項を含むものであるときは、その共同被告人は、同法の規定による証人とみなす。

二 証人等が加害行為を誘発したとき、その他當該被害につき、証人等にも、その實に歸すべき行為があつたとき。

三 証人又は参考人が、加害行為の刑事件（刑事被告事件及び被疑事件をいい、勾留又は保釈に関する裁判の手続を含むものとする。以下同じ。）について検察官、

検察事務官又は司法警察職員（鐵道公安職員を含むものとし、以下「捜査機関」という。）に対し自己の実験した事實に供述する者及び他人の刑事件について裁判所又は裁判官に対し自己の実験した事實を供述する者であつて証人以外のものをいう。

四 証人又は参考人が刑事件に關し裁判所、裁判官又は捜査機関に對し供述（参考人にあつては、書面による供述を含む。以下同じ。）をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、当該証人若しくは参考人又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）、直系血族若しくは同居の親族（以下「証人等」という。）が、他人からその身体又は生命に害を加えられたときは、國は、この法律に定めるところにより、被害者その他他の者に対する給付を行う。

五 打切給付（被害者が療養給付ないものに對して行う給付）

三 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

二 療養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかりなつた場合において、なお存する身體障害に対する給付）

一 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

四 葬祭給付（被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に屬し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに對して行う給付）

五 行うものに對して行う給付（加害者との間に親族關係がないものに對して行う給付）

四 葬祭給付（被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に屬し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに對して行う給付）

三 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

二 療養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかりなつた場合において、なお存する身體障害に対する給付）

一 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

四 葬祭給付（被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に屬し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに對して行う給付）

三 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

二 療養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかりなつた場合において、なお存する身體障害に対する給付）

一 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

四 葬祭給付（被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に屬し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに對して行う給付）

三 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

二 療養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかりなつた場合において、なお存する身體障害に対する給付）

一 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

（事實上の婚姻關係を含む。以下同じ。）があるとき。

二 証人等が加害行為を誘発したとき、その他當該被害につき、証人等にも、その實に歸すべき行為があつたとき。

三 証人又は参考人が、加害行為の刑事件（刑事被告事件及び被疑事件をいい、勾留又は保釈に関する裁判の手続を含むものとする。以下同じ。）について検察官、

検察事務官又は司法警察職員（鐵道公安職員を含むものとし、以下「捜査機関」という。）に対し自己の実験した事實に供述する者及び他人の刑事件について裁判所、裁判官又は捜査機関に對し供述（参考人にあつては、書面による供述を含む。以下同じ。）をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、当該証人若しくは参考人又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）、直系血族若しくは同居の親族（以下「証人等」という。）が、他人からその身体又は生命に害を加えられたときは、國は、この法律に定めるところにより、被害者その他他の者に対する給付を行う。

五 打切給付（被害者が療養給付ないものに對して行う給付）

三 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

二 療養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかりなつた場合において、なお存する身體障害に対する給付）

一 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

四 葬祭給付（被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に屬し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに對して行う給付）

二 疗養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかりなつた場合において、なお存する身體障害に対する給付）

一 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

四 葬祭給付（被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に屬し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに對して行う給付）

三 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

二 疗養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかりなつた場合において、なお存する身體障害に対する給付）

一 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

四 葬祭給付（被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に屬し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに對して行う給付）

三 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

二 疗養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかりなつた場合において、なお存する身體障害に対する給付）

一 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

四 葬祭給付（被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に屬し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに對して行う給付）

三 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

二 疗養給付（被害者が負傷し又は疾病にかかりなつた場合において、なお存する身體障害に対する給付）

一 遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に屬し、かゝる費用の給付）

要があるときは、休業給付を行うことができる。

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第六条 前条の給付の範囲、金額及び支給方法、遺族給付を受けるべき遺族の範囲及び額位その他給付に關する必要な事項は、警察官に協力援助した者の災害給付に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)による災害給付に關するこれらの事項を參照して政令で定める。

(権利の保護)

第十一条 この法律による給付を受けた権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十二条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(権限の委任)

第二 2. この法律による給付に関する書類には、印紙税を課さない。

第八条 他の法令による給付との關係

第九条 第七条 他の法令の規定により、この法律による給付に相当する給付が行われたときは、当該給付の支給原因たる事実と同一の事実については、当該給付の限度において、この法律による給付を行わない。

(権限の委任)

第十二条 法務大臣は、政令の定めところにより、この法律又はこの法律に基く政令の規定による権限を所部の職員に委任することができる。

(附則)

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行し、

この法律の施行後における証人又は参考人の供述又は出頭に係る被害に

ついて適用する。

理由

最近における刑事案件の証人、参考人又はその近親者に対する暴力事件の発生状況にかんがみ、証人又は参考人の供述及び出頭を確保するため、証人等がその供述又は出頭に関して他人から危害を加えられた場合に國において療養その他の給付を行うこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(権利の規定)

第九条 この法律による給付を受ける権利は、これを受けようとする者の請求に基いて、法務大臣が裁定する。

2. 前項の請求は、当該給付の支給する権利は、これを受けようとする権利に基いて、法務大臣が裁定する。

○町村金五君登壇

町村金五君登壇 ただいま議題となりました三法案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申しあげます。

まず、刑法の一部を改正する法律案は、最近における漬職及び暴力的行為の実情にかんがみ、悪質なあつせん贈収賄、刑事被告事件の証人等に対する面会強説または強説威迫及び他人の生命等に害を加えることを目的とする凶器の準備を伴う集合等の行為を新たに処罰することにするとともに、輪姦的形態による強姦罪、器物損壊罪等を非親告罪としようとするものであります。

本法案は、三月二十日本委員会に付託され、政府の説明を聽取し、参考人の意見をも聞き、慎重審議を重ねましたが、質疑のおもなものを一、二申し上げます。まず、あつせん取締罪についてあります。政府はこの程度の處罰規定によって岸内閣の主要政策であります。そこで、本法は、現段階において明白に悪質と思われるものだけを刑罰の対象とした次第である。いわゆる汚職の追放は、法律の力のみでなく、あわせて道義の高揚、公務員の自尊自愛と、国民の批判と協力とに待つべきものであり、その他、行政機構について責任を明確化するとともに、清潔で正しい政治道義を樹立するよう政党自由、不正行為、わいろの意義、範囲いかん等々の問題をめぐり、活発な質疑が行われたのであります。次に、暴力関係についてであります。暴力に関する本法の諸改正によつて正当な労働組合の活動が強圧される危険があるのではないか等の質疑がありました。

次に、暴力事件についてであります。暴力事件犯の根絶を期し、もつて善良な被害者を泣き寝入りさせないように保護するなどといふことは、とうてい想像もできないところであるとの答弁がありました。

本法は、四月十一日、討論なく採決いたしましたところ、全会一致をもつて政府原案の通り可決されました。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について申し上げますと、本法は、最近における暴力事件についての実績にかんがみ、保釈等に關する規定を整備し、また、いわゆる緊急逮捕をなし得る罪の範囲まで、長い間わが刑法にその規定がなく、昭和十六年の新立法後においても、起訴されたものわずかに四件にすぎず、また、改正刑法仮案、社会党提出にもその規定がなく、實際上その必要はないものと思われる。この種立法は、わが国では初めての試みであるから、今後の状況により、漸進的に、必要に応じて法制化していくことが最も当を得た方法であると信ずる旨の答弁がございました。

次に、暴力事件について、政府から持凶器集合罪は、他人の生命、身体、財産に害を加える目的をもつて、しかも、凶器を準備して集合するという、何人にも許しがたい行為を対象とするものであり、過激、別府その他の各地において発生した暴力團、愚連隊等の暴力事件犯を未然に防ぐことをねらうとするものであり、過激、別府その他の各地において発生した暴力團、愚連隊等の暴力事件犯を未然に防ぐことをねらうとするものであり、各種の改正規定は、刑事訴訟法の改正規定と相俟つて、それぞれ現行法の不備を補い、暴力事件犯の根絶を期し、もつて善良な被害者を泣き寝入りさせないように保護するなどといふことは、とうてい想像もできないところであるとの答弁がありました。

本法は、四月十一日、討論なく採決いたしましたところ、全会一致をもつて政府原案の通り可決されました。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について申し上げますと、本法は、最近における暴力事件についての実績にかんがみ、保

釈等に關する規定を整備し、また、いわゆる緊急逮捕をなし得る罪の範囲を

なして同条第二項の規定を適用し、同条第三項の規定は、質権の登録と同条第一項第二号の差押又は同項第三号の差押、仮差押若しくは仮処分との関係について準用する。

3 次の各号の一に該当する書類は、公衆電気通信法第三十八条の三第一項第二号又は第三号に掲げる書類に該当する書類とみなして同項の規定を適用し、同条第三項の規定は、質権の登録と第一号若しくは第二号の処分の制限又は第三号の仮処分との関係について準用する。

一 電話加入権を目的とする質権の被担保債権に対する滞納処分（国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）による滞納処分その例による滞納処分をいう。）による差押による質権の処分の制限に関する書類

二 電話加入権を目的とする質権の被担保債権に対する強制執行による差押又は仮差押による質権の処分の制限に関する命令書

三 電話加入権を目的とする質権に対する仮処分の命令書

（弁済期後における届出等の催告）

第七条 公社は、質権の被担保債権の弁済期が到来した日から三月を経過してなお第五条第一項の規定による質権の消滅の登録がないときは、質権者に対しても、一定の期間までに当該質権の存続の届出又は消滅の登録をなすべき旨及び当該期日に消滅の登録があつたもののみを旨を催告することがで

きる。存続の届出があつた質権について、届出の日から三月を経過したときも、同様とする。

2 前項の催告は、同項の期日から二週間前までにしなければならない。

（質権設定者の公社に対する請求等の制限）

第八条 質権が設定されている加入電話の加入者は、質権者の承諾がなければ、公社に対して、加入電話加入契約の解除又は電話加入権の譲渡の承認の請求、加入電話の種類の変更の請求若しくは通信省令で定めるその他の請求をすることができない。

（公社の行う処分の通知義務）

第九条 公社は、質権が設定されている加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定により加入電話加入契約の解除をしようとするときは、その解除をする日から十日前までに、加入電話の種類の変更又は通信省令で定めるその他の処分をしたときは、すみやかに、質権者にその旨を通知しなければならない。

（返還金に対する物上代位）

第十二条 公社は、質権が設定されている加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定による加入電話加入契約の解除をした場合において、当該加入電話加入者に支払うべき金額（以下「返還金」という。）があるときは、質権者がこれら供託しなくてよい旨の申出がある場合を除き、その返還金を供託しなければならない。

2 質権者は、前項の規定により供託された返還金に対して、その権利を行うことができる。

（手数料）

第十三条 第五条第一項の規定による質権の実行をする場合においては、裁判所は、質権者の申立てにより、当該電話加入権に対する差押命令において、公社に対し、一ヶ月以内の期間を限り、当該加入電話による通話を停止すべきことを命ずることができる。

2 公衆電気通信法第七十七条の規定は、前項の規定により通話の停止を受けた加入電話加入者に準用する。

（質権実行の手続）

第十一条 質権者が電話加入権を目的とする質権の実行をする場合においては、裁判所は、質権者の申立てにより、当該電話加入権に対する強制執行による差押又は仮差押若しくは仮処分に関する命令書

2 質権者は、前項の規定により供託しなければならない。

（手数料）

第十三条 第五条第一項の規定による質権の実行をする場合においては、裁判所は、質権者の申立てにより、当該電話加入権に対する強制執行による差押又は仮差押若しくは仮処分に関する命令書

2 電話加入権の譲渡の承認は、受付番号の順序によつてしなければならない。

3 電話加入権の譲渡の承認があつたときは、その譲渡の承認は、第一項第二号の差押又は同項第三号の差押、仮差押若しく

は仮処分との関係においては、当該電話加入権の譲渡の承認の請求に係る書類を受け取つた時にされたものとみなす。

（理由）

電話加入権について臨時に質権制度を認める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電話加入権質に関する臨時特例法案に対する修正案

電話加入権質に関する臨時特例法に附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、第八条及び第九条中「通信省令」とあるのは「郵政省令」とする。

（報告書は会議録追録に掲載）

2 郵便為替法の一部を改正する法律案

2 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

郵便為替法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月四日

内閣総理大臣 岸 信介

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「その通知を受けた郵便局において、」の下に「差出人の指定に従い、「」を加え、「為替金を払い渡す。」を「為替金を払い渡すか、又は

差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に書留郵便物として送達することにより払い渡す。」に改めることとする。

第十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第九条の規定により差出人から差し出された現金の額に相当する

現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に送達することにより払い渡す取扱い

に改め、同条第一項の次に次の

一項を加える。

第九条の規定により差出人から

差し出された現金の額に相当する

現金を、為替金として、差出人の

指定する受取人に送達することにより払い渡す取扱い

1 附則
この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 第三条第一項中「委託により左の業務」を「通信大臣から委託された業務及び委託による左の業務」に改める。

3 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、この法律による改正後の郵便為替法第三十七条の三第一項及び第二項並びに前項の規定による改正後の日本電信電話公

て、差出人の指定する受取人に送達することにより払い渡す取扱い

に改める。

2 日本電信電話公社法(昭和二十一年法律第二百五十号)の一部を

次のように改正する。

○片島港君登壇

〔片島港君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第三は、本法が期限立法であることを、電話加入権の担保価値が比較的小額であることにかんがみ、また、電電公社の事務の複雑化を避けるため、質権の対抗要件として簡易な登録制度を採用するとともに、二重質、軽質を禁止し、質権の実行についても、できるだけ簡易な手続にしておられます。

第四は、質権者の保護をはかるため、質権が設定されている加入電話の加入者は、質権者の承諾がなければ、公社に対し電話に関する各種の請求ができるないこととし、かつ、公社がその加入電話について行う処分についても質権者に対する通知義務を課しているほか、他方、流質を禁止して加入者の保護をはかつており、その他、公社の加入電話について行う処分についても質権者への返還金に対する物上代位の規定、質権の設定等の場合の公社に対する手数料の規定等を設けております。

第五は、本法は、以上述べました骨子のもとに一連の規整を行いまして、この電話加入権担保制度の円滑な運営をはかりうとするものであります。なお、附則において、公衆電気通信法の一部に所要の改正を加え、また、施行期日は公布の日から起算して三ヶ月となることとなつております。

第六は、通信委員会におきましては、去る三月八日本案の付託を受け、まず提案理由の説明を聴取し、政府との間に質疑応答を重ねて慎重審議の結果、四月十日實質を終了、理事橋本登美三郎君より、郵政省設置法の一部を改正する法律案の審議状況にかんがみ、郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、この法律による改

正後の郵便為替法第三十七条の三第一項及び第二項並びに前項の規定による改正後の日本電信電話公

社業協同組合に限定し、一方、質権設

定のできる電話についても臨時電話、戦災電話等を除外しております。

第七は、諸般の事情を考慮して、電話加入権を目的とする質権を取得することができるものを、国民金融公庫等特定の金融機関及び政令で定めるその他の金融機関並びに信用保証協会及び

第三十七條の二(為替金の払渡不能等の場合)第九条の規定により

差出人から差し出された現金の額に相当する現金を、為替金とし

前、本法律案の規定中「通信省令」とあるのは「郵政省令」とする旨の規定を本案の附則に加える旨の修正案が提出され、次いで討論を省略して採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

次に、郵便為替法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、内閣提出、参議院送付にかかるものであります。その改正の要点は次の通りであります。

第一点は、電信為替による送金の迅速化をはかるため、為替金の払い渡しに当り、電信為替証書と引きかえに郵便局の窓口において受取人に現金を払い渡す現行の取扱いのほかに、新たに、差出人の請求があるときは郵便局から為替金の額に相当する現金を書留便物として受取人に送達して為替金の払い渡しをする制度を設けたことであります。なお、この取扱いをする電信為替については、現行料金のほかに三十円の付加料金を徴収することとなつております。

第二点は、電信為替のサービス向上のため、差出人から受取人への通帳その他の送金の目的などを内容とする通信文を電信為替証書または為替金に相当する現金とともに受取人に伝達する制度を設けたことであります。この取扱いの料金は、電信に関する料金を基準として省令で定める金額となつております。

第三点は、電信為替の為替金に相当する現金の払い渡し不能等の場合における取扱い方法を定めたこと、及び、通信文を伴う電信為替の業務の一部を

日本電信電話公社に委託することがであります。農林水産委員会理事川村善八日となつております。

本案は、去る二月四日通信委員会に予備付託され、同七日提案理由の説明を聴取し、四月九日の本付託を待つて慎重審議をいたしたのであります。その詳細は会議録に譲りたいと思います。

かくて、委員会においては、四月十二日質疑を打ち切り、理事橋本登美三郎君より郵政省設置法の一部を改正する法律案の審議状況にかんがみ、郵政省の省名が逓信省に改められるまでの間、この法律による改正後の郵便為替法及び日本電信電話公社法の規定中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」とする旨の規定を本案の附則に加える旨の修正案が提出され、次いで討論を省略して採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたしました。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

日程第六 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付) ○議長(益谷秀次君) 日程第六、中央卸売市場法の一部を改正する法律案を

議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事川村善八郎君に提出する。

右 法律案
中央卸売市場法の一部を改正する法律案
内閣総理大臣 岸 信介
昭和三十三年三月十四日

左 法律案
中央卸売市場法の一部を改正する法律
内閣総理大臣 岸 信介
昭和三十三年三月十四日

第十一条ノ六第二項第三号を削る。
第十一条ノ七中「前条第二項」を「第三項」に改め、同条を第十一条ノ八とし、同条の次に次の二条を加える。
第十一条ノ九 第十一条ノ八に「受ケタル者ハ毎年二回命令ヲ以テ定ムル期日迄ニ農林大臣ニ対シ其ノ純資産額ヲ報告スベシ」を加えます。

第十一条ノ六の次に次の二条を加えます。

第十一条ノ七 農林大臣ハ第十一条ノ許可ヲ受ケタル者ノ純資産額(第十一条ノ四第一項第二号ノ純資産額ヲ謂フ以下同ジ)同号ノ農林大臣ノ修正案が提出され、次いで討論を省略して採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたしました。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「又ハ卸売ノ業務ニ係ル取引方法ニ関スル制限」を加える。〕

第十一条ノ四第一号中「第一号又ハ第二号」を削り、同条第二号を次のように改める。

二、許可ヲ受ケムトスル者ノ純資産額當該中央卸売市場ノ業務ノ規模、卸売ノ業務ヲ為ス者ノ數ノ最高限度其ノ他ノ事情ヲ參酌シテ農林大臣ノ定ムル額ヲ下ル

第十一条ノ四第一項第二号ノ純資産額ヲ割り下ルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル者ノ純資産額(改正後の第十一条ノ四第一項第二号の純資産額)を適用しない。

3 この法律の施行の際現に第十条の許可を受けている者(以下「従前の卸売業者」という。)は、この法律の施行の日現在により、その純資産額(改正後の第十一条ノ四第一項第二号の純資産額)を算して三十日以内に、これを農林大臣に報告しなければならない。

4 前項の規定により純資産額を計算した結果その額が改正後の第十一条ノ四第一項第二号の農林大臣の定める額を下る從前の卸売業者は、農林省令で定めるところによ

第一百五十六条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前項の最初に行われる立会演説会における演説の順序の決定については、立会演説会を行う期間を二又は三の期間に分け、それぞれその期間ごとに行うことができる。

第一百五十九条第一項中「退去させることができ。」を「退去させなければならない。」に改め、同条に次の二項を加える。

3 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会の開催に当り、会場の秩序保持に関するこの法律の規定の趣旨及び内容を説明し、並びに会場の見易い場所に掲示する等の方に努めなければならない。

第一百六十五条及び第一百六十五条の二「三百メートル」を「三百メートル」に改め。

第一百七十六条第一項第一号中「回数券十五枚」を「片道普通乗車券三十枚」に改め、同条第二項中「回数券」を「若しくは片道普通乗車券」に改める。

第一百七十七条第三項中「及び回数券」を「若しくは片道普通乗車券」に改める。

第一百七十六条第一項第一号及び第二百一一条の六第一項第四号及び第一セントメートル」を「四十二センチメートル」に、「二十八センチメートル」を「三十七センチメートル」に改める。

第一百一一条の五第一項第四号及び第二百一一条の十一第一項第四号中「四十一セントメートル」を「四十二センチメートル」に、「二十八センチメートル」を「三十七センチメートル」に改める。

第一項第一号及び第二百一一条の十一第一項第四号中「四十一セントメートル」を「三十七センチメートル」に改める。

第二百十二条を次のように改めることとする。

(選挙人等の出頭及び証言の請求)

第二百十二条第一項中「公職選挙人等の出頭及び証言の請求」とするに規定するときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができる。

3 選挙人等の出頭及び証言を求めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができる。

2 民事訴訟法(昭和二十三年法律第二十九号)中証人の訊問に関する規定は、前項の規定により選挙管理委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求める場合について準用する。但し、罰金、拘留、勾引又は過料に関する規定は、この限りでない。

3 第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人の要した実費は、当該地方公共団体が、条例の定めるところにより、弁償しなければならない。

第十六章(第二百三十九条の二及び第二百五十二条を除く。)中「禁」を「禁錮」に改める。

第二百三十九条の二各号列記以外の部分中「禁」を「禁錮」に改め、同条第二号中「日本専売公社若しくは原子燃料公社の役員若しくは職員又は日本国有鉄道若しくは」を「日本国有鉄道、日本専売公社若しくは原子燃料公社の役員若しくは職員又は」に改める。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条中「並びに第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》の罪」の下に、並びに第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条第一項から第四項までに改める。

第二百五十五条中「公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反の罪」に改める。

第二百五十五条第一項から第四項までに規定する第十五章(第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条第一項から第四項までに改める。

第二百五十五条第一項から第四項までに規定する第十五章(第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条第一項から第四項までに改める。

第二百五十五条第一項から第四項までに規定する第十五章(第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条第一項から第四項までに改める。

第二百五十五条第一項から第四項までに規定する第十五章(第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条第一項から第四項までに改める。

第二百五十五条第一項から第四項までに規定する第十五章(第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条第一項から第四項までに改める。

第二百五十二条の二(選挙人等の偽証罪)を加える。

(選挙人等の偽証罪)

第二百五十二条の二(選挙人等の偽証罪)を加え、「禁」を「禁錮」に改め。

2 選挙人等の偽証罪(選挙人等の偽証罪)を加える。

3 第二百五十二条の二の次に次の二条を加える。

(選挙人等の偽証罪)

第二百五十二条の二(選挙人等の偽証罪)を加え、「禁」を「禁錮」に改め。

2 前項の罪は、当該選挙管理委員会の告発を待つて論ずる。

3 第一項の罪を犯した者が当該異議の申立てに対する決定又は訴願に對する裁決が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条中「並びに第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》の罪」の下に、並びに第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》の規定に基づきその選挙区に関する同条に規定する特例によることとされた区域を有する郡(当該郡の区域が改正後

の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定による当該各区域とみなすことができる。

第二百五十三条の二(選挙の区域及び投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第二百五十四条中「区域及び」を「区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第二百五十五条第一項から第四項までに規定する第十五章(第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条第一項から第四項までに改める。

第二百五十五条第一項から第四項までに規定する第十五章(第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条第一項から第四項までに改める。

1 (施行期日)

この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に關しては、次の総選挙から施行する。

(都道府県の議会の議員の選挙区分等に關する経過措置)

この法律の施行後各都道府県につき最初に都道府県の議会の議員の一般選挙が行われるまでの間ににおける都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙する選挙の実行に當てては、なお従前の例による。

(選挙期日が公示されている選挙等に關する経過措置)

この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

(選挙期日が公示されている選挙等に關する経過措置)

この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

(町村合併に係る都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

昭和三十年四月二十三日に行われた都道府県の議会の議員の一般選挙において、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十九号)第十一条の五(同法第三十六条及び第三十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその選挙区に関する同条に規定する特例によることとされた区域を有する郡(当該郡の区域が改正後

の一部を次のように改正する。

第五条及び第四十三条第二項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第五十四条中「区域及び」を「区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

別記投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定による当該各区域とみなすことができる。

より郡の区域とみなすことができる。

当該各区域を含む。以下この項において同じ。又は市について必要があるときは、この法律の施行に當てては、その区域と同一の区域とみなすことができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

る都道府県の議員の選挙の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

の一部を次のように改正する。

第五条及び第四十三条第二項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第五十四条中「区域及び」を「区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

別記投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

の一部を次のように改正する。

の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定による当該各区域とみなすことができる。

より郡の区域とみなすことができる。

当該各区域を含む。以下この項において同じ。又は市について必要があるときは、この法律の施行に當てては、その区域と同一の区域とみなすことができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

る都道府県の議員の選挙の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

の一部を次のように改正する。

第五条及び第四十三条第二項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第五十四条中「区域及び」を「区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

別記投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

の一部を次のように改正する。

の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定による当該各区域とみなすことができる。

より郡の区域とみなすことができる。

当該各区域を含む。以下この項において同じ。又は市について必要があるときは、この法律の施行に當てては、その区域と同一の区域とみなすことができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

る都道府県の議員の選挙の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

の一部を次のように改正する。

第五条及び第四十三条第二項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第五十四条中「区域及び」を「区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

別記投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

の一部を次のように改正する。

の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定による当該各区域とみなすことができる。

より郡の区域とみなすことができる。

当該各区域を含む。以下この項において同じ。又は市について必要があるときは、この法律の施行に當てては、その区域と同一の区域とみなすことができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

る都道府県の議員の選挙の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

の一部を次のように改正する。

第五条及び第四十三条第二項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第五十四条中「区域及び」を「区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

別記投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

の一部を次のように改正する。

の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定による当該各区域とみなすことができる。

より郡の区域とみなすことができる。

当該各区域を含む。以下この項において同じ。又は市について必要があるときは、この法律の施行に當てては、その区域と同一の区域とみなすことができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

る都道府県の議員の選挙の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

の一部を次のように改正する。

第五条及び第四十三条第二項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第五十四条中「区域及び」を「区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

別記投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

の一部を次のように改正する。

の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定による当該各区域とみなすことができる。

より郡の区域とみなすことができる。

当該各区域を含む。以下この項において同じ。又は市について必要があるときは、この法律の施行に當てては、その区域と同一の区域とみなすことができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

る都道府県の議員の選挙の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

の一部を次のように改正する。

第五条及び第四十三条第二項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第五十四条中「区域及び」を「区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

別記投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

の一部を次のように改正する。

の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定による当該各区域とみなすことができる。

より郡の区域とみなすことができる。

当該各区域を含む。以下この項において同じ。又は市について必要があるときは、この法律の施行に當てては、その区域と同一の区域とみなすことができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

る都道府県の議員の選挙の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間限り、条例で当該区域が從前属していた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

の一部を次のように改正する。

第五条及び第四十三条第二項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第五十四条中「区域及び」を「区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

別記投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)」に改める。

第五条及び第四十三条第二項中「七号」第百五十五条第二項「(地方法律第六十七号)」に改める。

の一部を次のように改正する。

の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定による当該各区域とみなすことができる。

より郡の区域とみなすことができる。

当該各区域を含む。以下この項において同じ。又は市について必要があるときは、この法律の施行に當てては、その区域と同一の区域とみなすことができる。

後各都道府県につき最初に行われた郡の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

る都道府県の議員の選挙の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

選挙から当該一般選挙により選

第九十四条の表第一「二百五十二条」及び第二「二百五十五条」第一項の項中「第一百四十九条の三の罪」の下に「並びに第二百五十二条の二及び第二百五十二条の三の罪」を加え、同表第二百五十四条の項中「並びに第二百四十九条の三」を「及び第二百四十九条の三の罪並びに第二百五十二条の二及び第二百五十二条の三」に改める。
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第二項中「都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては四人、その他の市及び町村にあつては三人」を「四人」に改める。
第一百八十九条第一項中「都道府県及び第二百五十二条の十九第一

項に規定する指定都市にあつては「委員三人以上、その他の市及び町村にあつてはすべての委員」を「三人以上の委員」に改める。
（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

10 前項の規定による改正後の地方自治法第八百八十一條の規定によりあらたに増加することとなる選舉管理委員は、同法第八百八十二条第一項の規定により選挙しなければならない。

11 前項の規定により選挙された選舉管理委員の任期は、地方自治法第八百八十三条第一項の規定にかかるわらず、現に在任せる他の選挙管理委員の残任期間に相当する期間とする。

百十二条 削除」を「第二百十二条〔選挙人等の出頭及び証言の請求〕」を「第二百九十九条の三〔公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止〕」を「第二百九十九条の三〔公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止〕」に、「第二百十二条 削除」を「第二百十二条〔選挙人等の出頭及び証言の請求〕」に、「第二百四十九条の三〔公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反〕」を「第二百四十九条の四〔公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反〕」に改める。

文として問題をする場合、この問題で
ではない。
第二百三十九条の二の改正に關する部
分の次に次のように加える。
第二百四十九条の三の次に次の二
条を加える。

(公職の候補者等の氏名等を冠して
た団体の寄附の制限違反)
第二百四十九条の四 団体が第二百九
十九条の四(公職の候補者等の氏
名等を冠した団体の寄附の禁止)の
規定に違反して寄附をしたときは
は、その団体の役職員又は構成員
として当該違反行為をした者は、
五千円以上五万円以下の罰金に處
する。

第二百五十二条の改正に關する部
分を次のように改める。
第二百五十一條中「及び第二百四

五百十二条の二〔政党その他の政治団体の政治活動の規制違反〕及び第五百五十二条の三〔選挙人等の偽証罪〕に、「禁」を「禁錮」に改める。
第二百五十二条の三の改正規定の次に次のように加える。

第二百五十三条第一項中「並びに」第二百四十九条の三〔公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反〕を、「第二百四十九条の三〔公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反反〕並びに第二百四十九条の四〔公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反〕」に改める。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条の改正規定中「及び第二百四十九条の三〔公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反〕を

<p>第二項 第二百二十二条</p> <p>本章に規定する異議の申立て</p>	<p>漁業法(第九十四条において準用する) 第百六十六条第一項を「第百六十六条」に改め、同条の表 第百六十六条第一項の項中「第百六十六条第一項」を「第百六十六条」に、「第百六十六条第一項若しくは第二項(選挙の一部無効に係る部分を除く。)又は第百三十七条の三の項の次に次のように加える。 「第百六十六条第一項若しくは第二項(選挙の一部無効に係る部分を除く。)又は第百三十七条の三の項の次に次のように加える。</p>
<p>第二百四条 二百八条、第二百一十六条第一項及び 第二百一十六条の規定を除く。に規定 する異議の申立て</p>	<p>漁業法(第九十四条において準用する) 第百六十六条第一項を「第百六十六条」に改め、同条の表 第百六十六条第一項の項中「第百六十六条第一項」を「第百六十六条」に、「第百六十六条第一項若しくは第二項(選挙の一部無効に係る部分を除く。)又は第百三十七条の三の項の次に次のように加える。 「第百六十六条第一項若しくは第二項(選挙の一部無効に係る部分を除く。)又は第百三十七条の三の項の次に次のように加える。</p>

町村合併後の実情及び最近の選舉の実施状況にかんがみ、都道府県議会の議員の選舉区の画定方法を改め、選舉運動のために用いることができる通常葉書、ポスターの枚数を増加し、立会演説会の実施に関する規定の合理化を図るとともに、選舉に関する異議の申立てに対する決定等のため選舉管理委員会において選舉その他の関係人の出頭及び証言を認めることができることとし、その他の規定の整備を図る必要がある。これよりが、この法律案を提出する理由である。

第百七十七条第三項の改正による部分の次に次のように加える。
第一百九十九条の三の次に次の二条を加える。

(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)

第一百九十九条の四 公職の候補者等は公職の候補者となる者(公職にある者を含む。)の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている団体は、当該選挙に關し、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わ

一九条の三（公職の候補者等の規制違反）を「第一百四十九条の三（公職の候補者等の規制違反）」と改め、二百四十九条の三（公職の候補者等の規制違反）を「第一百四十九条の四（公職の候補者等の規制違反）」と改め、二百四十九条の四（公職の候補者等の規制違反）を「第一百五十二条第一項に規定する部分を次のように改める。
第一百五十二条第一項中「及び第二百五十二条第一項中「及び第二百五十二条第一項に規定する部分を次のように改める。
三百四十九条の三（公職の候補者等の規制違反）を「第一百五十二条第一項に規定する部分を次のように改める。

「第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百四十九条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」に改める。

附則第一項ただし書を次のように改める。

ただし、衆議院議員の選挙に関するものについては、改正後の公職選舉法第百九十九条の四の規定は次の総選挙の公示の日から、その他の規定は次の総選挙から施行する。

附則第九項から附則第十一項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第八項中第九十四条の表第二百五十五条、第二百五十二条第一項の項中「及び第二百四十九条の三」を「第二百四十九条の三及び第二百五十二条の三」及び第二百五十四条の項の項の改正に關する部分を次のように改め、同項を附則第九項とする。

第二百五十二条の表第二百五十五条及び第二百五十二条第一項の項中「及び第二百四十九条の三」を「第二百四十九条の三及び第二百五十二条の三」に、同表第二百五十四条の項中「並びに第二百四十九条の三及び第二百五十二条の三」を「第二百四十九条の三及び第二百五十二条の二及び第二百五十二条の三」に改める。

附則第七項中第十一条の表第二百五十五条、第三百五十二条第一項の項中「及び第二百五十四条の項の改正に關する部分を次のように改め、同項を附則第八項とする。

第十一条の表第二百五十五条及び第二百五十二条第一項の項中「及び第二百五十四条の項の改正に關する部分を次のように改め、同項を附則第八項とする。

等の関係会社等の寄附の制限違反)を「第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百四十九条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)の罪並びに第二百五十二条の二(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)及び第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)に、同表第二百五十四条の項中「並びに第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)を「第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百四十九条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)の罪並びに第二百五十二条の二(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)及び第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)」に改める。

趣旨説明及びこれに対する質疑が行なわれましても、各管は十分御承知のことと存じますので、詳細の説明は省略し、ここにきわめて簡単に本案の骨子につき申し上げます。

第一は、最近における町村合併の著しい進捗に伴いまして、次の改正を加えようとするものであります。まず、選舉制度調査会の答申に沿つて、都市の区域をもつて都道府県議会議員の選挙区とする原則に対し、人口が一定基準に達しない都市及び飛び地等について、実情に即するよりに、例外的措置を講じようとするものであります。次に、不在者投票の範囲を拡大し、町村の区域外であればこれを認めようとするものであります。次に、町村等の選挙に関するはがき、ポスター、自動車等について新たにその使用を認め、あるいは枚数を増加する等の措置を講じようとするものであります。

第二には、最近における交通、宣伝等の選舉運動手段の発達の状況にかんがみ、かつまた過般の参議院議員の選挙方法の改正と見合いまして、衆議院議員の選舉運動期間を二十日間に短縮し、また、はがき及びポスターの枚数をそれぞれ五割及び六割増加しようとするものであります。

第三は、立会演説会における演説順序の決定方法の合理化、その会場における秩序保持に関する規定の整備、選挙管理委員会における証人喚問制度の創設、市町村選舉管理委員会の委員の定数の増加等、選舉の管理及び執行に関する合理化をはかるため、所要の改正を加えようとするものであります。

なお、本法は、衆議院議員の選挙に關係する事項については次の総選挙につき申し上げます。

本案は、去る三月三十一日内閣より提出され、同日委員会に付託され、四月三日提案理由の説明を聽取し、白來、岸内閣総理大臣及び郡國務大臣等との間にきわめて熱心に質疑応答が行なわれ、また、十四日には特に公聴会を開き、公述人より意見を聽取する等、慎重に審議を重ねましたが、これらの詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。日本質疑を終了しまして、自由民主党政の青木正君及び日本社会党の森三樹二君よりそれぞれ提出された両修正案について趣旨の説明を唐取いたしました。

修正案のおもなる内容は次の通りであります。

まず、青木正君提出の修正案は、公職の候補者の氏名等を冠した団体は当該選挙区内にある者に対し寄附をしてはならない旨の規定を織り込んであるものであります。

次に、森三樹二君提出の修正案は、政府原案における衆議院議員の選挙運動期間を二十日間に短縮しようとする規定を削除して、その期間を現行の一十五日間に据え置こうとするものであります。

次いで、政府原案及び兩修正案を括して討論に付しましたところ、日本社会党を代表して森三樹二君より、社会党提案の修正案に賛成し、青木正君提出にかかる修正案による修正部分を除いた政府原案には反対の意見が述べられ、自由民主党を代表して私より、森三樹二君提出の修正案に反対、青木正君提出の修正案及びその修正部分を除いた政府原案に賛成の意見を述べま

次いで採決に入り、まず森三樹二君の提出の修正案は否決せられ、次に青木正君提出の修正案は可決せられました。次に、右の修正部分を除いた政府原案について採決いたしましたところ、起立多数をもつて可決せられ、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君） 討論の通告がありません。これを許します。島上善五郎君。

〔島上善五郎君登壇〕

○島上善五郎君 私は、ただいま議題となりました政府提案にかかる公職選舉法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表して反対の討論を行わんとするものであります。

（拍手）

まず、この改正案について縛括的に指摘するならば、新聞その他の世論がきびしく非難しておりますように、選挙を前にしたどろなわ的改正であり、内容がきわめてすさんなものであり、真に必要な改正を避けていることと、選挙運動期間を短縮することによって、金と地盤のある保守党の古い議員諸君に都合がよくて、革新的な新人の進出の道をふさごうとする改悪案であると断ぜざるを得ないのであります。（拍手）

以下、少しく具体的に反対の理由を明らかにいたします。

政府案のうち、町村合併に伴う都道府県会議員の選挙区画定の原則の問題、選舉の管理、執行に関する事務的規定の整備の点、並びに、ボスダム、はがきの枚数を増加する点等についてもなお議論の余地がないわけではあり

ませんが、われわれの断じて承服し得ない点は、選挙運動期間の短縮の点でござります。

政府は、最近における交通、宣伝等の選挙運動手段の発達の状況にかんがみて、運動期間を二十日に短縮することが妥当である、こう説明しております。また、五日間短縮することによって、経費も少くて済むし、候補者のからだが大へん楽になるとも言つております。そして、これは大した改正ではないかのように裝うてゐるのでありますが、しかし、その眞の意図には實に反対的であります。おそるべき反動的な党利党略がひそんでおることは見のがすことができません。(拍手)

申し上げるまでもないところでございますが、民主政治を眞に確立しようとすると、まずは、まずその基礎ともいべき選挙をきれいに正しく行うことこれがよりも必要であります。そして、このためには、不正、腐敗の選挙運動を徹底的に防止すること、選挙の公営を拡大し、公然たる場において選挙民に政策と候補者の人物を十分に理解し、あるいは批判せしめる機会をできるだけ外へ与えることでなければなりません。わが国の今日の公職選挙法は、告示前のいわゆる事前運動をきびしく禁止しておりますことは、皆さん御承知の通りであります。従いまして、候補者として政策を訴える機会、また、国民の側からいえば候補者から政策を聞く機会は、選挙運動の期間しかないわけでありまして、この大事な選挙運動の期間を五分の一つも短縮する交通や宣伝の機関が發達したからといふけれども、少い区でも有権者が三、

四十万、多い区では五百以上の有権者と
対象にして、広大な地域にわたって、
中には、北海道のようない、山村から山村へ、漁村へと、交通が不便な地域を運
動するのでありますから、顔を見せておるの
だけでも、声を聞かせるだけでも、一
十日や二十五日ではとうてい行き届く
ない地域もあるのであります。むし
ろ、これらの地区においては、選舉運動の延長をすら要請されておるのであります。
公然たる運動の期間を短縮するのでは、勢い事前運動が激烈となり、あるいは悪質となるとい
う反対意見が高まつておるに、もしこれ以上露骨、悪質な事前運動が盛んに用を起しまして、今でさえ法網をこぎました悪質な事前運動に国民の非難の声が高まつておりまする際に、もしこれ以上露骨、悪質な事前運動が盛んにあります。そして、ひいては民主主義なりましたら、一体どうなるでござ
ましようか。選舉の腐敗は政界の廢
敗、墮落に通じ、汚職、疑惑に通じる
のであります。そして、ひいては民主
政治そのものを大きく虫食いてしま
うことを、私ども心配しないわけには
参りません。

ります。そこが、そこまで一挙に改正しようとすると、世論の非難を浴びる、来たるべき総選挙にも悪影響を及ぼす、また、法案の通過が困難になる、いろいろ配慮から、今度は期間の短縮だけにとどめたのであって、実はこの期間短縮の改正案の意図の中には立会演説会廃止、街頭演説廃止という底意があります。(拍手)これは、私が前申しました主権者たる国民を全く無視したものであり、國民の望む選舉公營の拡大、公明選挙とは全然逆行する反動的改悪といわなければなりません。今回は期間の短縮だけで、立会演説や街頭演説には何ら触れていない、影響を及ぼさない、こう言うかもしませんが、これもとんでもない欺瞞でございまして、昨日の公聴会においても、選舉管理委員長たる公述人が、選管ではどう努力しても従来に比べて四日間だけは立会演説会の日数が減るということを明らかにしております。

要するに、この期間の短縮は、主権者たる國民から選挙運動を受ける機会、政策や候補者の人物を知る機会を大幅に奪つたものであることは明らかでありまして、(拍手)私どもの断じて賛成し得ない点であります。

また、この改正は、新人の進出を困難ならしめ、名の売れた古い人々、現職議員に都合のいい改正であることも事実で、世論はこれをひしく非難しております。科学の飛躍的な進歩、人材衛星、ミサイル時代といわれる今日、内外の政局は大きく変化し、発展しております。この新しい時代には、私は新しい時代の要請になつた新人

がどんどん政治の舞台へ出てくるようではなければほんとうではないと思う。(拍手)今回の改正は、新人の進出を含め、日本の政治を動脈硬化に陥れて、歴史の流れをはばまんとする、おそるべき反動的改悪と断ぜざるを得ないのであります。(拍手) なお論じたい点はたくさんございま
すが、お約束の時間もありますので、私の討論は以上をもつて終ります。けれども、今日からでもおそくなしという言葉がありますように、あやまちを改むるにちゅうちょすることなけれど、自民党の諸君に言いたいのであります。
どうか私たちの反対に胸に手を当てて、静かに耳を傾けていただきまして、政府提案を全会一致をもつて否決されることを望む次第であります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告通り決して、本案は委員長報告通り決しました。
〔賛成者起立〕
○議長(益谷秀次君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告通り決しました。
一、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提
出)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提
出)

たて〇

〔賛成者起立〕 謙長（益谷義次君） 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り決します。

の一部を改正する法律

戰傷病者戰沒者遺族等援護法等

内閣總理大臣 岸 信介

昭和三十三年二月二十一日

不^可

告一
一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の

司君欽森長員委員

す。委員長の報告を求めます。社会労

部を改正する法律案を議題といたしま

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一

ます。よつて、日程は追加せられま

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（金谷秀次君）　山中君の動議に
御異議ありませんか。

務の協力者（第一項第二号に該当する者及び同項第三号に該当する者であつて次条第一項第三号に掲げる期間内にあるものを除く。）

二 もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘参加者

三 昭和二十年三月二十二日の團議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊の隊員

四 昭和十四年十二月二十二日の團議決定満洲開拓青年義勇隊の隊員

五 旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者

4 前項第四号に掲げる者で、昭和二十年九月二日において海外にあつたものは、同日以後引き続き海外にある限り、同号に該当するものとみなす。

第五条第四項を次のように改める。

4 次の各号に規定する者が当該各号に該当した場合には、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

一 第二条第一項第三号に掲げる者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合

二 第二条第三項第一号若しくは第三号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかかつた場合

り、又は同項第四号に掲げる者が昭和二十年八月九日以後に業務上負傷し、若しくは疾病にかかつた場合。ただし、当該負傷又は疾病が昭和二十一年九月二日前に生じたものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限る。

三 第二条第三項第二号に掲げる者が当該戦闘に基き負傷し、又は疾病にかかつた場合

四 第二条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる者とみなされる者又は同項第五号に掲げる者が自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合。ただし、厚生大臣が前各号に規定する場合と同視することを相当と認めたとき有限る。

第五条第五号中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改めること。

第六条中「遺族年金」の下に「遺族給与金」を加える。

第七条第三項を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 準軍属であつた者が公務上負傷し、又は疾病にかかり、昭和三十四年一月一日以後（前項各号のいずれかに規定する者については、当該各号に掲げる日以後）において、当該負傷又は疾病により同項に規定する程度の不具麻疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その者にその不具麻疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第八条を次のように改める。

（障害年金及び障害一時金の額）

第八条 軍人軍属であつた者に支給する障害年金の額は、次の表のとおりとする。

不具麻疾の程度	金額
第一項症	第一項症の年金額に四二、七五〇円以内の額を加えた額
第二項症	八五、五〇〇円
第三項症	六九、五〇〇円
第四項症	五五、五〇〇円
第五項症	三八、五〇〇円
第六項症	二一、五〇〇円
	一六、〇〇〇円

5 前項の場合において、特別項
症、第一項症又は第二項症に係
る障害年金の支給を受ける者に
は一万五千五百円を、第三項症
から第六項症までに係る障害年
金の支給を受ける者には三千五
百円を同項の年金額に加給す
る。

第九条第二項中「その不具廢疾
の程度がなお第七条第一項に規定
する程度であり、且つ、同項但書
の規定に該当しないもの」を「次の
各号のいずれかに該当するもの」
に改め、同項に次の二号を加える。

一 軍人軍属であつた者であつ
て、その不具廢疾の程度がな
お第七条第一項に規定する程
度であり、かつ、同項ただし
書の規定に該当しないもの

二 準軍属であつた者であつ
て、その不具廢疾の程度がな
お第七条第三項に規定する程
度であるもの

第十三条第一項中「障害年金」を
「軍人軍属であつた者に対する障
害年金」に改め、同項及び同条第
二項中「翌月から始め」を「翌月以
前において援護審査会が定める月
から始め」に改め、同条中第二項
を第三項とし、第一項の次に次の
一項を加える。

2 準軍属であつた者に対する障
害年金の支給は、第七条第三項
の規定により支給するものにつ
いては、昭和三十四年一月（同
翌月）から、同条第四項の規定
各号のいずれかに規定する者
に支給するものについては、當
該各号に掲げる日の属する月の
翌月（同翌月）から、同条第四項の規定
により支給するものについて
は、同項に規定する議決があつ
た日の属する月の翌月以前にお
いて援護審査会が定める月から
始め、権利が消滅した日の属す
る月で終る。

第十四条第一項第三号中「厚生
大臣によつて」を「軍人軍属であつ
た者にあつては、厚生大臣によつ
て」に改め、同項に次の二号を加
える。

四 準軍属であつた者にあつて
は、厚生大臣によつて第七条
第三項に規定する程度の不具
廢疾の状態がなくなつたもの
と認定されたとき。

第十四条第二項中「前項第三号」
を「前項第三号又は第四号」に改め
る。

第十五条の次に次の二条を加え
る。

前記日本国籍を失つたもの

5 前項の場合において、特別項 症、第一項症又は第二項症に係 る障害年金の支給を受ける者に

「障害年金と増加恩給等との調 整」

第十五条の二 第七条第三項又は 「第四項の規定による障害年金を

「状態にあるものを」を「状態にあ
るときは」に改める。

第二十四条第一項中「遺族年金」
の下に「又は遺族給与金」を加え、

「勤務がなかつたならば」を「勤務
がなく、又はその者が準軍属とな
らなかつたならば」に改める。

第二十三条の見出し中「遺族年
金」を「遺族年金及び遺族給与金」
に改め、同条第三号中「軍属又は」
を「軍属（第二条第一項第二号及び
七十三号を除く。）により、増
加恩給その他の障害年金に相当す
る給付を受けることができる場
合には、その給付を受けること
ができる期間、その者に支給す
べき障害年金の支給を停止す
る。ただし、障害年金の額が他
の法令による給付の額をこえる
ときは、そのこえる部分につい
ては、この限りでない。

第十七条第一項中「軍人軍属で
あつた者で」を「軍人軍属であつ
た者」に、「又は疾病にかかり」を
「若しくは疾病にかかり、又は準
軍属であつた者が公務上負傷し、
若しくは疾病にかかり」に、「状態
にあるものが」を「状態にある場
合において、その者が」に改める。

第二十一条第一項中「軍人軍属
であつた者で」を「軍人軍属であつ
た者」に、「又は疾病にかかり」を
「若しくは疾病にかかり、又は準
軍属であつた者が公務上負傷し、
若しくは疾病にかかり」に、「状態
にあるものが」を「状態にある場
合において、その者が」に改める。

第二十二条第一項中「軍人軍属
であつた者で」を「軍人軍属であつ
た者」に、「又は疾病にかかり」
を「若しくは疾病にかかり、又は準
軍属であつた者が公務上負傷し、
若しくは疾病にかかり」に、「状態
にあるものが」を「状態にある場
合において、その者が」に改める。

第二十五条の見出し中「遺族年
金」を「遺族年金及び遺族給与金」
に改め、同条の五項を加える。

2 次に掲げる遺族には、通じて
五年間に限り、毎年、遺族給与
金を支給する。

一 公務上負傷し、又は疾病に
かかり、これにより死亡した
場合に支給する。ただし、そ
れぞれ次の各

3 夫、子、父、母、孫、祖父又
は祖母については、遺族給与金
は、これらの遺族が昭和三十四
年一月一日（死亡した者の死
亡の日）において、それぞれ次の各
号に規定する条件に該当する場
合及びその後はじめてそれぞれ
に至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金
の支給事由である負傷又は疾
病以外の事由により死亡した
場合に支給する。ただし、そ
れぞれ次の各号に規定する条件に
該当する場合は、遺族給与金を支給しない。

第二十六条の見出し中「遺族年
金」を「遺族年金及び遺族給与金」
に改め、同条の五項を加える。

2 次に掲げる遺族には、通じて
五年間に限り、毎年、遺族給与
金を支給する。

一 公務上負傷し、又は疾病に
かかり、これにより死亡した
場合に支給する。ただし、そ
れぞれ次の各

3 夫、子、父、母、孫、祖父又
は祖母については、第一項第一
号の規定に、子については、
同項第二号の規定に該当する
こと。

第二十七条の見出し中「遺族年
金」を「遺族年金及び遺族給与金」
に改め、同条の五項を加える。

2 次に掲げる遺族には、通じて
五年間に限り、毎年、遺族給与
金を支給する。

一 夫及び母については、六十
歳以上であつて、その者を扶
養することができる直系血族
がないこと、又は不具廢疾で
あつて、生活資料を得ること
ができるず、かつ、その者を扶
養することができる直系血族
がないこと。

三 孫については、第一項第四
号の規定に、祖父及び祖母に
ついては、同項第五号の規定
に該当すること。

「状態にあるものを」を「状態にあ
るときは」に改める。

第二十三条の見出し中「遺族年
金」を「遺族年金及び遺族給与金」
に改め、同条第三号中「軍属又は」
を「軍属（第二条第一項第二号及び
七十三号を除く。）により、増
加恩給その他の障害年金に相当す
る給付を受けることができる場
合には、その給付を受けること
ができる期間、その者に支給す
べき障害年金の額が他の法令
による給付の額をこえるときは、そのこえる部分につい
ては、この限りでない。

第十七条第一項中「軍人軍属で
あつた者で」を「軍人軍属であつ
た者」に、「又は疾病にかかり」を
「若しくは疾病にかかり、又は準
軍属であつた者が公務上負傷し、
若しくは疾病にかかり」に、「状態
にあるものが」を「状態にある場
合において、その者が」に改める。

第二十一条第一項中「軍人軍属
であつた者で」を「軍人軍属であつ
た者」に、「又は疾病にかかり」を
「若しくは疾病にかかり、又は準
軍属であつた者が公務上負傷し、
若しくは疾病にかかり」に、「状態
にあるものが」を「状態にある場
合において、その者が」に改める。

第二十二条第一項中「軍人軍属
であつた者で」を「軍人軍属であつ
た者」に、「又は疾病にかかり」
を「若しくは疾病にかかり、又は準
軍属であつた者が公務上負傷し、
若しくは疾病にかかり」に、「状態
にあるものが」を「状態にある場
合において、その者が」に改める。

第二十六条の見出し中「遺族年
金」を「遺族年金及び遺族給与金」
に改め、同条の五項を加える。

2 次に掲げる遺族には、通じて
五年間に限り、毎年、遺族給与
金を支給する。

一 夫及び母については、六十
歳以上であつて、その者を扶
養することができる直系血族
がないこと、又は不具廢疾で
あつて、生活資料を得ること
ができるず、かつ、その者を扶
養することができる直系血族
がないこと。

三 孫については、第一項第四
号の規定に、祖父及び祖母に
ついては、同項第五号の規定
に該当すること。

昭和二十三年四月十五日 衆議院会議録第三十号 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

金」を「遺族年金及び遺族給付金」に改める。

附則第七項中「昭和十四年法律第七十三号」を削り、「又は遺族年金を受けることができるときは」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、遺族年金については、船員保険法の規定により支給を受ける遺族年金の額（同法第五条ノ三の規定による加給金を含む。）がこの法律の規定により支給を受けることができる遺族年金又は遺族給付金の額（遺族年金の支給を受けることができる遺族が配偶者であつて、その者に船員保険法第五十条ノ三第一項の規定に該当する子がある場合においては、その配偶者及びその子がこの法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額を合算した額）を

附則第九項中「左に掲げる障害年金及び遺族年金」を次に掲げる障害年金及び遺族年金又は遺族給付金に改め、同項第四号中「支給を受けた遺族年金」を支給を受けた遺族年金又は遺族給付金に改める。

1 (施行期日)
この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。ただし、第一条中「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」といふ。）」と改め、同項第六条第一項の改正規定、第二条中「未帰還者留守家族等援護法」を「未帰還者留守家族等援護法（以下「未帰還者留守家族等援護法」といふ。）」と改め、同項第三項から第八条正規定並びに附則第三項から第八

附則第十九項の次に次の二項を加える。

20 第三十七条に規定する「国債の元利金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができる。」

（未帰還者留守家族等援護法の一
部改正）

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のようにより改定する。

第八条中「一千九百三十七円」を「四千二百五十円」に改める。

第六条までを「一項ずつ繰り下げ、附

則第四十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第四十三項とし、附則第四十一項の次に次の二項を加える。

42 厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を受けている者が、同項に規定する期間を経過する日において、なお引き続き療養をする場合は、この限りでない。

附則第八項中「又は遺族年金を受ける権利」を「遺族年金又は遺族給付金を受ける権利」に、「又は遺族年金の額から」を「遺族年金は又は遺族給付金の額から」に改める。

附則第九項中「左に掲げる障害年金及び遺族年金」を次に掲げる障害年金及び遺族年金又は遺族給付金に改め、同項第四号中「支給を受けた遺族年金」を支給を受けた遺族年金又は遺族給付金に改める。

項までの規定は、昭和三十三年十月一日から、第一条中「遺族援護法」

附則第十九項の次に一項を加える。

法第八条第四項の規定は、昭和三十四年一月一日から適用する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律による遺族援護法第七条第三項の規定の削除により、昭和三十四年一月一日に受給権が発生すべき障害年金、障害一時金又は遺族年金に関し、改正後の同法を適用する場合においては、同法第七条第一項及び第二項、第二十一条第一項第三号、第二十五条第三項並びに第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十四年一月一日」と、同法第十一條第二号及び第二十九条第一号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十三年十二月三十一日」と、同法第十三条第一項及び第二十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十四年一月一日」とある。

3 改正後の遺族援護法第八条第一項の規定にかかるらず、昭和三十年十月分から昭和三十四年六月分までの第二款症に係る障害年金の額は一万四千円、昭和三十三年の額は一万四千円、昭和三十三年十月分から昭和三十四年六月分までの第三款症に係る障害年金の額は一万二千円とする。

4 昭和三十四年六月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額について、改定後の遺族援護法第八条第三項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

昭和三十三年十月分から昭和三十六年に達する日の属する月分までの留守家族手当の額を算出する場合には、改定後の留守家族援護法第二十六条第一項中「五千円」とあるのは、「二千九百三十円」と読み替えるものとする。

5 昭和三十三年十月分から昭和三十五年六月分までの遺族年金の額を算出する場合には、改定後の遺族援護法第二十六条第一項中「五千円」とあるのは、「四万三千一千円」とあるのは、「四万三千五百九十九円」とあるのは、「二千九百三十一円」と読み替えるものとする。

6 死亡した者の父又は母に支給する昭和三十三年十月分からその者が六十歳に達する日の属する月分までの遺族年金の額を算出する場合には、改定後の遺族援護法第二十六条第一項中「五万一千円」とあるのは、「四万三千五百九十九円」とあるのは、「二千九百三十一円」と読み替えるものとする。

7 昭和三十三年十月分から昭和三十五年六月分までの留守家族手当の額を算出する場合には、改定後の留守家族援護法第二十六条第一項中「五千円」とあるのは、「二千九百三十円」と読み替えるものとする。

8 未帰還者の父又は母に支給する昭和三十三年十月分からその者が六十歳に達する日の属する月分までの留守家族手当の額を算出する場合には、改定後の留守家族援護法第八条中「四千二百五十円」とあるのは、「二千九百三十円」とあるのは、「二千九百三十一円」とあるのは、「二千九百三十一円」と読み替えるものとする。

9 戰傷病者戦没者遺族等援護法一部を改定する法律（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次年法律第六十一号の一部を次のように改定する。

附則第十三項中「施行の際において」を「施行の際（この法律の施行後当該増加恩給を受ける権利を一部を改定する法律（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次年法律第六十一号）の一部を次のように改定する。附則第十八項を次のように改め

10 戰傷病者戦没者遺族等援護法の有するに至つた者について、その有するに至つた際ににおいて」に改める。

附則第十八項を次のように改め

11 軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者があるものにつ

いては、当該公務扶助料が支給される期間、その者に支給する遺族年金の額は、改定後の第二十六条の規定にかかるらず、な

お、従前の例による。

附則第二十四条中「遺族年金」を「遺族年金、遺族給付金」に改め

する。

(所得税法の一部改正)
10 所得税法(昭和二十二年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第八条第四項中「恩給法第七十
五条第一項第二号」を「同条の規定

七十五条第一項第二号」に改め

による遺族給与金並びに恩給法第
七十五条第一項第二号」に改め

る。

(国民金融公庫が行う恩給担保金
融に関する法律の一部改正)

11 国民金融公庫が行う恩給担保金
融に関する法律(昭和二十九年法

律第九十一号)の一部を次のように
に改正する。

第二条第一項第二号中「及び遺
族年金」を、遺族年金及び遺族給
与金」に改める。

理由

障害年金及び遺族年金並びに留守
家族手当の額を増額するとともに、
旧国家総動員法により徵用された者
等のいわゆる準軍属及びその遺族に
障害年金又は遺族給与金を支給する
等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○森山欽司君登壇

ただいま議題となりま
した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の
一部を改正する法律案につきまして、

社会労働委員会における審査の経緯並
びに結果の大要を簡単に御報告申し上
げます。

戦傷病者戦没者遺族の援護に関するもの
としては、さきに本院を通過いたしまし
た恩給法等の一部を改正する法律案と
付託せられ、三月一日厚生大臣より提
出され、三月一日厚生大臣より提

並行して、戦傷病者、戦没者遺族及び

未帰還者留守家族等の処遇に関する諸
条件につき措置いたそとするのが、

あるいは内部疾患の公務認定基
準、準軍属の範囲等の諸問題について

本改正法案提出の理由であります。

次に、本法案のおもなる内容につい
て申し上げますれば、まず第一は、恩
給法において傷病恩給及び公務扶助料
が増額されることに關連いたしまし
て、障害年金、障害一時金及び遺族年
金並びに留守家族手当の額を増額いた
しましたことであります。

第二は、被徴用者、勤員学生、戦闘
参加者等、いわゆる準軍属が當時國家
権力により特定の労務に服し、あるい
は陸海軍の要請に基づき戦闘参加という
特殊の状態により傷病疾病を受け、こ
れがため身体に障害を残し、または死
亡した者には、新たに障害年金または
遺族給与金を支給する方途を講ずると
ともに、更生医療の給付、補装具の支
給及び国立保養所への収容の措置をも
うけたのであります。

第三は、戦傷病者戦没者遺族等援護
法及び未帰還者留守家族等援護法の施
行の結果にかんがみ、軍人の遺族で、
事実上婚姻關係にあつた配偶者、同一
戸籍外の父母等、遺族年金の支給を受
けている者に対し、同一の事由による

公務扶助料の受給者がいかなくなつた場合、先頭位者の遺族年金を支給する
道を開き、また、未帰還者留守家族等
援護法による療養の期限が近く満了す
る者について、その期間をさらに二年
間延長する等、援護の強化をはかるた

め、両法に所要の改正を行なつておる
のでござります。

本法案は、二月二十二日本委員会に

案理由の説明を聽取した後、審議に入
り、国民年金制度と遺族援護との関
連、あるいは内部疾患の公務認定基
準、準軍属の範囲等の諸問題について

審議が行われたのであります。その
詳細は会議録について御承知願いたい
と存じます。

次いで、本日の委員会において質疑
を終了、直ちに採決を行いましたとこ
ろ、本案は全会一致原案の通り可決す
べきものと議決いたした次第でござい
ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて
散会いたします。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認め
ます。よって、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。(拍手)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて
散会いたします。

午後五時十八分散会

内閣総理大臣臨
出席國務大臣

石井光次郎君

内閣総理大臣臨
出席國務大臣

川野芳滿君

内閣総理大臣臨
出席國務大臣

綱島正興君

内閣総理大臣臨
出席國務大臣

小澤佐重喜君

○朝覧を省略した報告 (法律公布奏上及び通知)

一、去る十日次の法律の公布を奏上
し、その旨参議院に通知した。

衛生検査技術法
輸出保険法の一部を改正する法律
計量法の一部を改正する法律
備に関する法律

(通知書受領)

一、去る十一日参議院議長から、国会
において承認することを議決した次
の件を内閣に送付した旨の通知書を
受領した。

人身売買及び他人の売春からの搾取
の禁止に関する条約の締結について
の承認を求めるの件

一、去る十一日参議院議長から、次の
法律の公布を奏上した旨の通知書を
受領した。

裕農振興基金法

たばこ専売法の一部を改正する法
律

たばこ耕作組合法

法務委員

中村梅吉君

志賀健次郎君

古島義英君

田中織之進君

有馬輝武君

田万廣文君

小川半次君

福田赳天君

草野一郎平君

小澤佐重喜君

小澤佐重喜君

綱島正興君

水谷長三郎君

加藤常太郎君

栗山博君

川野芳滿君

綱島正興君

小澤佐重喜君

水谷長三郎君

加藤常太郎君

栗山博君

川野芳滿君

綱島正興君

小澤佐重喜君

水谷長三郎君

川野芳滿君

綱島正興君

小澤佐重喜君

水谷長三郎君

水谷長三郎君

六五八

昭和三十三年四月十五日

衆議院会議録第三十号

六六二

明治二十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価一部十五円
(銀)一錢貰
大正二十一年五月一日

發行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段西三丁目二番